

可児市景観計画・景観条例に基づく

# 届出の手引き

「暮らしが輝く共生都市を目指して」

～守り 育み 創造する 景観まちづくり～

可 児 市

可児市では、良好な景観形成によるまちづくりを進めていくために「可児市景観計画」を策定し、合わせて計画の運用基準などを定めた「可児市景観条例」を制定しました。これに伴い、市内で行う一定規模以上の行為については、計画・条例に基づき市に届け出が必要となります。

## 1. 届出の対象となる行為と景観形成基準

以下の届出対象行為に該当する行為については、景観形成基準に適合しているかどうかを確認するために届出が必要です。

### 建築物の建築

**対象行為：**高さ 10m を超える建築物または、事業区域面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の敷地にある建築物の建築

増改築については行為後の規模  
 新築については特定届出対象行為  
 建築物の修繕、模様替え、色彩変更については変更面積が外観の過半となる場合のみ  
 色彩基準の対象となるのは、建築物の外壁の色彩（アクセント的に色彩を使用する場合は、壁面面積の10%までを対象外）

#### 景観形成基準

**高さ** ・周囲に圧迫感を与えない高さとし、地域の景観と調和したものとする。



**色彩** ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。



・建築物の外壁の色彩は下表に適合させること。（マンセル表色系による）  
 有彩色                      無彩色

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
赤、黄赤、黄	2以上	7以下	N	2以上	
その他	3以上	6以下			

**形状** ・周辺の景観と調和したものとする。

**緑化** ・事業区域面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上 3,000 m<sup>2</sup> 未満の敷地においては既存樹林の保全を含め開発区域面積の 3% 以上の緑地を確保すること。  
 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置すること。  
 ・緑地はできる限り郷土樹種または在来樹種を植栽すること。

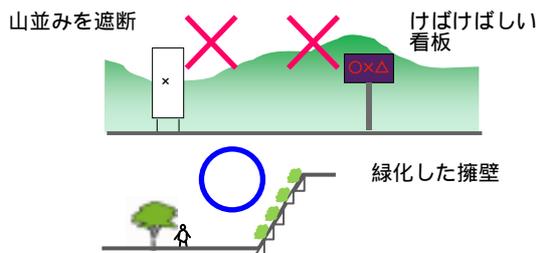
### 工作物の新設

**対象行為：**高さ 20m を超える鉄柱、13m を超える広告塔または広告板、5m を超える擁壁の新設

#### 景観形成基準

**色彩** ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。

**形状** ・周辺の景観と調和したものとする。



### 土地の形質変更

**対象行為：**事業区域面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上のもの

#### 景観形成基準

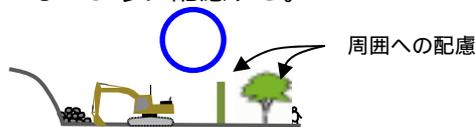
**緑化** ・既存樹木の保存および活用または代替緑化に努める。

### 土石の採取

**対象行為：**事業区域面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上のもの

#### 景観形成基準

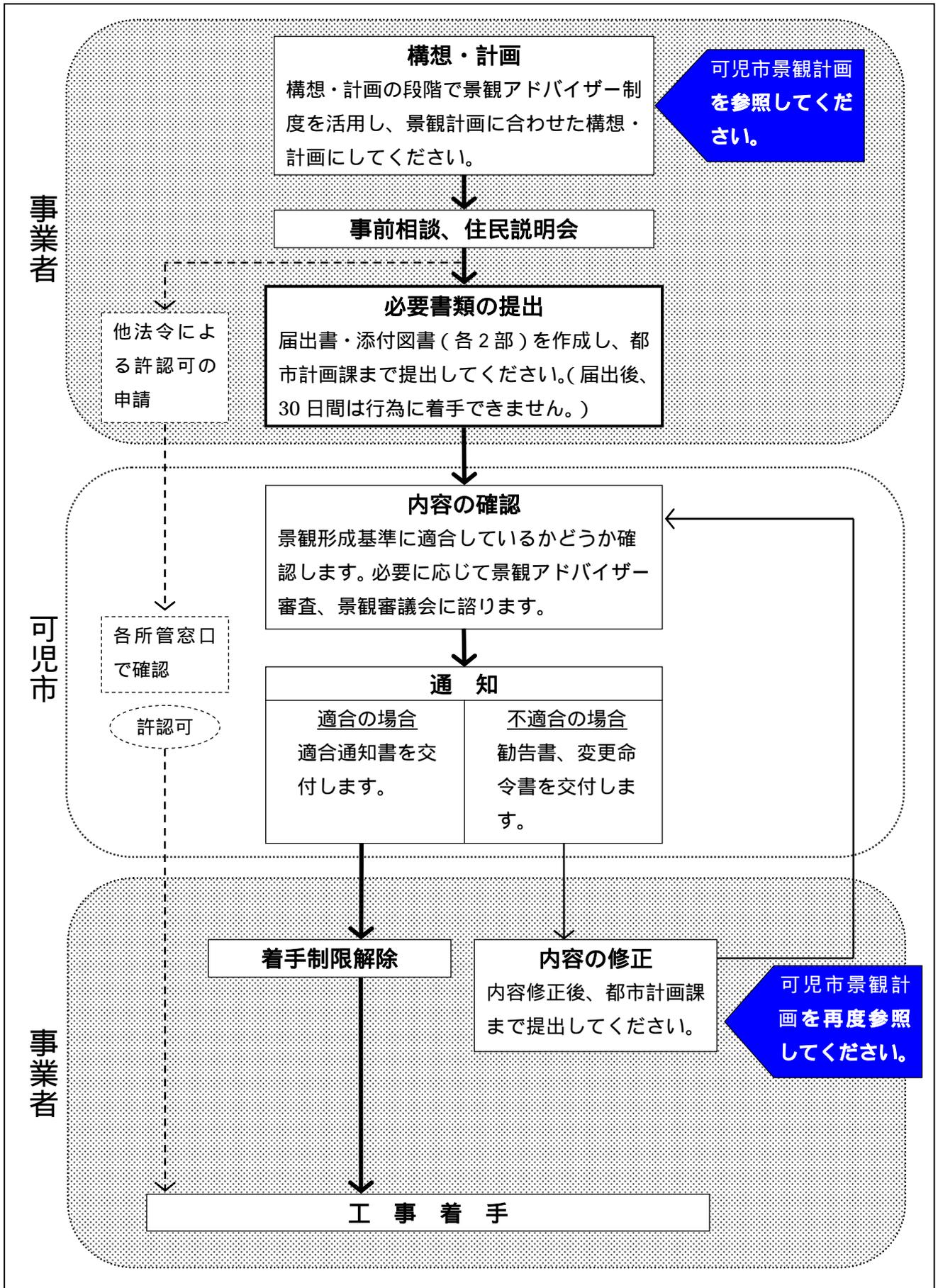
**遮へい** ・事業実施中はできる限り周囲から見えないように配慮する。



**緑化** ・事業終了後は周囲の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努めるとともに、緑化推進を進める。

## 2. 届出の流れ

届出対象行為に該当する行為の届出から工事着手までは下図のような流れで行われます。



### 3 . 届出に必要なもの

届出書・添付図書（各2部）を作成し、可児市役所都市計画課まで提出して下さい。

行為の種類	添 付 図 書		
	種 類	縮 尺	内 容
建築物の 建築  工作物の 新設	位置図	1/2,500 以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	現況写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/500 以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び緑地の位置を表示する図面
	立面図	1/100 以上	彩色が施された各面の立面図
土地の形質 変更	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	現況写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	造成計画平面図	1/500 以上	造成計画を明らかにする図面
	土地利用計画平面図	1/500 以上	土地利用計画を明らかにする図面
土石の採取	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	現況写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/500 以上	当該区域内における採取場、廃土堆積の位置、高低差等を表示する図面
	遮へい措置図		行為中の遮へい物の位置、種類、構造、規模等を明らかにする図面
	採取終了措置図		採取終了措置を明らかにする図面

添付図書の縮尺は、行為の規模が大きい場合など適切な表示ができない場合には、適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図書に替えることができます。

お問い合わせ先：可児市役所 建設部 都市計画課

住所：〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

Tel： 0574-62-1111 FAX：0574-63-4652

URL： <http://www.city.kani.lg.jp/>